

## 臨時的任用職員登録者のみなさんへ

このたび、あなたは、千歳市の臨時的任用職員登録者名簿に登録されました。勤務条件等については、次のとおりですのでご承知おきください。

### 記

- 1 賃 金 日額 5,700円 (事務補助員)  
(勤務時間外に命令を受けて勤務したときは、割増賃金を支給します。)
- 2 通勤手当 通勤距離片道2km以上で、車、バスを利用して通勤する場合は、通勤手当相当額を支給します。  
ただし、本庁舎、西庁舎、総合福祉センター及び教育委員会庁舎に勤務する場合は、自家用車での通勤は、禁止します。(特別な事情がある場合又は、交通不便地に居住する方で、やむを得ず自家用車で通勤する場合は、その旨、職員課に申し出てください。)
- 3 勤務時間 本庁舎勤務の場合  
平日(月曜日～金曜日) 8:45～17:15(12:15～13:00は休憩時間)  
(土曜、日曜、祝日は休み)  
勤務箇所によって、勤務時間が異なる場合があります。
- 4 賃金支給日 月の1日から末日までの勤務日数分を翌月の21日(土曜、日曜、祝日に当たるときは前日又は前々日)に支給します。
- 5 保険適用 継続して31日以上勤務の場合.....雇用保険適用  
継続して2ヶ月と1日以上勤務の場合.....社会保険  
(健康保険・厚生年金適用)
- 6 任用期間 6ヶ月を限度とします。(任用期間が6ヶ月で退職した場合は、1ヶ月以上の期間をあけてから、次回の任用となります。)
- 7 採 用 任用しようとする部署より、電話等で連絡いたします。
- 8 登録期間 6ヶ月 (なお再登録を希望される場合(6ヶ月を限度) 就職等により登録を取り消したい場合は、下記までご連絡ください。)
- 9 お問い合わせ 千歳市役所総務部職員課人事係  
TEL 24-3131(内線236・237)